

令和3年度

指定管理者監査報告書

多摩市立温水プール

指定管理者 二幸産業・NSPグループ
主管部課 くらしと文化部スポーツ振興課

令和4年2月17日

多摩市監査委員

令和3年度指定管理者監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和3年度指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和4年2月17日

多摩市監査委員 込 山 博
多摩市監査委員 荒 谷 隆 見

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

- (1) 公の施設
多摩市立温水プール
- (2) 指定管理者
二幸産業・NSPグループ
- (3) 主管部課
くらしと文化部スポーツ振興課

3 監査の範囲

令和2年度における監査対象施設の指定管理業務に関する事務の執行について（必要に応じて令和3年度指定管理事業に係る事務の執行を含む。）

4 監査の期間

令和3年10月12日から令和4年2月16日まで

5 監査の着眼点及び評価項目

- (1) 指定管理者
 - ア 施設は関係法令等に従って適正に管理されているか

- イ 協定等に基づき指定管理事業は適切に行なわれているか
- ウ 指定管理事業に関する会計処理等は適正に行なわれているか
- エ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか
- オ 利用促進のための努力はなされているか

(2) 主管部課

- ア 指定管理者の選定から指定は、関係法令等に従って適正・公正に行われているか
- イ 指定管理における協定等の締結は、指定内容に洩れなく明確且つ適正に行われているか
- ウ 管理に関する経費等は適正に算定され執行されているか
- エ 指定管理者へ常時報告を求め、調査し、又は指示するなどの適切なる指導等が行われているか
- オ 利用促進を図るために、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか

6 監査の実施内容

監査の対象となった事務の執行について、指定管理者である二幸産業・NSPグループ、主管課であるスポーツ振興課から提出された関係書類等に基づいて、証憑突合、質問、その他必要と認めた監査手続きを実施した。

第2 監査の結果及び意見

多摩市立温水プールの指定管理者である二幸産業・NSPグループ及び主管部課について、実地調査、事前調査及び監査を行った結果、基本協定書、年度協定書及び業務仕様書に係る契約事務、施設の運営管理及び関連する事務事業の執行は、概ね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、意見として下記に述べる。

1 指定管理者（二幸産業・NSPグループ）

(1) 収支計算書について

収支計算書は、会計年度の収入、支出の明細書であり、指定管理業務に係る一年間の収支の状況を数字で表したものである。どのような収入があり、何にどれだけ支出したか、また、予算と対比することにより、予算の執行状況を把握することができる。多摩市立温水プールの管理運営において、令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止対策として、施設の休館や利用時間の短縮が行われている。一部のスタッフ等に休業が発生し、国から雇用調整助成金が交付されているが、収支計算書の収入の費目として記載していなかった。指定管理業務に係る収支を正確に把握することが出来るよう、適切に整理されたい。

2 主管部課（くらしと文化部スポーツ振興課）

(1) 指定管理料について

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響もあり、多摩市立温水プールでは、施設の利用者数が減少するとともに、利用料金収入が大幅な減収となった。市は、指定管理者と協議を行い、指定管理料を増額し追加で支払うことにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による損失を補填している。また、損失の確定に基づき、指定管理料の清算を行うこととしているが、清算行為が遅れていることが判明した。

指定管理料に清算が生じた場合は、速やかに行うべきである。市は、指定管理者との連携を密にとりながら、再発防止に取り組むとともに、正確かつ迅速な事務の執行に取り組まれない。

第3 指定管理の概要

1 施設の概要（令和3年10月31日現在）

- (1) 名 称 多摩市立温水プール
- (2) 位 置 多摩市南野三丁目15番地2
- (3) 施設規模 敷地面積 10,600.16㎡
延床面積 11,054.48㎡
- (4) 形 式 鉄筋コンクリート造、地上4階・地下1階建
- (5) 竣 工 平成12年7月
- (6) 駐車場等 立体駐車場306台、障がい者用5台、駐輪場200台

2 指定管理者の選定

多摩市立温水プールは、平成12年7月に設置され、市が管理運営を行ってきたが、公の施設の管理に民間や市民の力を活用する指定管理者制度を導入したことにより、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間を、公募により二幸産業・NSPグループを同施設の指定管理者として選定し、管理を行わせた。その後の平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間を公募により、引き続き二幸産業・NSPグループを指定管理者として選定した。平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間について、二幸産業・NSPグループが公募により指定管理者となり、継続して同施設の管理を行っている。二幸産業・NSPグループは2社の共同事業体であり、代表企業が二幸産業株式会社、構成企業が株式会社日本水泳振興会である。

なお、二幸産業・NSPグループは、多摩市立温水プールの他に多摩市総合福祉センターの指定管理者でもある。

3 市と指定管理者との協定等の内容

- (1) 指定期間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までとする。【基本協定書第7条】
- (2) 本業務の範囲は次のとおりとする。【基本協定書第10条】
- ア 事業等の運営に関する業務
 - イ 施設等の利用の承認及び制限に関する業務
 - ウ 施設等の維持管理に関する業務
 - エ 利用料金の徴収に関する業務
- (3) 指定管理者は、基本協定、業務仕様書、年度協定、関係法令等のほか、募集要項等及び提案書に従って業務を実施するものとする。【基本協定書第15条】
- (4) 指定管理者は、施設等の機能及び特性を十分に把握し、必要人員体制を整え、施設等の保全業務、防災業務を万全に遂行し、利用者の安全を確保しなければならない。また、事業実施に際し、利用者の快適で安心な施設利用を担保しなければならない。【基本協定書第20条】
- (5) 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び多摩市個人情報保護条例を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失、き損及び改ざん等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。【基本協定書第23条】
- (6) 市は、本業務実施の対価として、指定管理者に指定管理料を支払う。【基本協定書第30条】
- (7) 指定管理者は、施設等の利用の対価として施設利用者から支払われる施設利用料を指定管理者の収入として収受するものとする。【基本協定書第32条】
- (8) 指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。【基本協定書第50条】

4 事業の概要

多摩市立温水プールは、市民の体力向上と健康の増進を図ることを目的として設置した施設である。利用者が安全かつ快適に利用できる環境を確保した上で、市民の多様な健康保持増進活動の支援の一環として、施設機能を活用しながら低廉な利用料金で場の提供を行なうとともに、水泳やトレーニングなど、市民各々のペースで継続的に運動できるように施設の管理運営を行っている。

5 施設の利用状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設利用者数		496,062人	458,428人	130,707人
内	プール	372,223人	342,755人	87,924人
	トレーニングルーム	90,539人	85,478人	27,603人
訳	ミニスポーツホール	33,300人	30,195人	15,180人

6 指定管理者の収支

一体的管理運営を行っている多摩市立温水プールと多摩市総合福祉センターの指定管理者の令和2年度の収支決算状況は、別表のとおりである。

令和2年度の収入決算額（多摩市総合福祉センターを含む）は465,074,057円で、支出決算額は452,287,285円、差引額は12,786,772円である。

令和2年度の多摩市立温水プール指定管理料は、263,519,237円である。

多摩市立温水プールは、新型コロナウイルス感染防止対策として、令和2年2月28日から令和2年8月31日までの間、休館等の措置を講じたため、施設の利用者数が減少するとともに、利用料金収入が大幅に減収した。市は、指定管理料を増額し追加で支払うことにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による損失を補填している。

令和元年度分（令和2年2月28日から令和2年3月31日分）の損失補填額は、8,234,986円、令和2年度分の損失補填額は53,860,644円である。

令和2年度分の損失補填額53,860,644円は、別表の令和2年度の温水プール指定管理料収入263,519,237円に含めているが、令和元年度分の損失補填額8,234,986円は、別表に含めていない。

したがって、令和2年度に市から支払われた、多摩市立温水プール指定管理料の総額は、271,754,223円である。

【別 表】

令和2年度 多摩市立温水プール・多摩市総合福祉センター収支計算書

(単位：円)

科 目	予 算 (1)	実 績 (2)	(2) - (1)
I 収入の部			
01 指定管理料収入	358,910,000	410,988,309	52,078,309
温水プール指定管理料収入	209,066,000	263,519,237	54,453,237
福祉センター指定管理料収入	149,844,000	147,469,072	▲2,374,928
02 利用料金収入	127,759,000	45,975,502	▲81,783,498
温水プール利用料金収入	127,549,000	45,961,757	▲81,587,243
福祉センター利用料金収入	210,000	13,745	▲196,255
03 自主事業収入	2,977,000	1,796,066	▲1,180,934
プール自主事業収入	950,000	654,230	▲295,770
トレーニング自主事業収入	1,200,000	977,265	▲222,735
福祉センター自主事業収入	827,000	164,571	▲662,429
04 その他収入	7,757,000	6,314,180	▲1,442,820
当期収入合計 (A)	497,403,000	465,074,057	▲32,328,943
II 支出の部			
01 人件費	249,943,000	237,688,312	▲12,254,688
温水プール運営人件費	133,748,000	123,415,019	▲10,332,981
福祉センター事務室人件費	29,545,000	29,545,000	0
施設一般人件費	86,650,000	84,728,293	▲1,921,707
02 消耗品費	6,693,000	6,394,247	▲298,753
プール消耗品費	5,695,000	5,668,234	▲26,766
福祉センター消耗品費	998,000	726,013	▲271,987
03 燃料費	50,000	24,653	▲25,347
温水プール業務用車輛燃料費	25,000	12,326	▲12,674
福祉センター業務用車輛燃料費	25,000	12,327	▲12,673
04 食糧費	55,000	0	▲55,000
温水プール食糧費	27,000	0	▲27,000
福祉センター食糧費	28,000	0	▲28,000
05 印刷製本費	300,000	0	▲300,000
温水プールパンフレット印刷費	150,000	0	▲150,000

	福祉センターパンフレット印刷費	150,000	0	▲150,000
06	光熱水費	91,214,000	49,479,940	▲41,734,060
	温水プール光熱水費	65,819,000	32,643,765	▲33,175,235
	福祉センター光熱水費	25,395,000	16,836,175	▲8,558,825
07	修繕費	9,195,000	16,703,065	7,508,065
	温水プール修繕費	7,495,000	12,389,471	4,894,471
	福祉センター修繕費	1,700,000	4,313,594	2,613,594
08	通信運搬費	1,270,000	1,508,796	238,796
	温水プール電話料金	270,000	371,558	101,558
	福祉センター電話料金	950,000	1,006,292	56,292
	その他通信費	50,000	130,946	80,946
09	保険料	1,908,000	1,962,340	54,340
	温水プール指定管理者賠償保険料	954,000	981,170	27,170
	福祉センター指定管理者賠償保険料	954,000	981,170	27,170
10	広報宣伝費	2,500,000	1,392,047	▲1,107,953
	温水プール広告宣伝費	1,250,000	696,024	▲553,976
	福祉センター広告宣伝費	1,250,000	696,023	▲553,977
11	手数料等	314,000	265,866	▲48,134
12	保守点検	20,708,000	20,406,599	▲301,401
	プール施設保守費	12,366,000	12,149,661	▲216,339
	福祉施設保守費	8,342,000	8,256,938	▲85,062
13	業務費	90,945,000	92,712,837	1,767,837
	プール利用料金集金業務費	898,332	1,328,580	430,248
	トレーニング運営業務費	24,554,138	23,698,015	▲856,123
	プール施設清掃業務費	10,310,580	8,972,877	▲1,337,703
	プール施設植栽業務費	489,720	524,904	35,184
	プール施設廃棄物業務費	150,480	121,880	▲28,600
	プール施設設備業務費	13,566,262	13,711,462	145,200
	プールその他	607,488	907,051	299,563
	福祉利用料金集金業務費	384,996	0	▲384,996
	福祉施設清掃業務費	17,958,600	17,829,741	▲128,859
	福祉施設植栽業務費	790,680	792,110	1,430
	福祉施設廃棄物業務費	87,120	121,880	34,760
	福祉施設設備業務費	21,146,604	21,117,552	▲29,052

福祉その他	0	3,586,785	3,586,785
14 使用料及び賃借料	17,600,000	16,454,053	▲1,145,947
15 工事費	3,058,000	4,813,600	1,755,600
16 備品購入費	1,650,000	2,051,015	401,015
プール備品購入費	1,400,000	1,722,843	322,843
福祉備品購入費	250,000	328,172	78,172
17 その他	0	429,915	429,915
当期支出合計 (B)	497,403,000	452,287,285	▲45,115,715
当期収支差額 (A)-(B)	0	12,786,772	—————